

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 専利法実施条例改正草案（意見募集稿）

専利法実施条例改正草案（意見募集稿）が公表され、広く意見募集が行われました。意見募集は既に締め切られましたが、外資系関係団体との意見交換会の開催も予定されています。

実施条例は審査指南と同様、実務を行う上で重要な規定です。専利法実施条例改正草案（意見募集稿）の日本語訳は下記 URL に掲載しておりますので、是非、ご一読ください。

[http://www.jetro-pkip.org/upload\\_file/2008112474388753.pdf](http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2008112474388753.pdf)

2. 日中意匠制度シンポジウム

11月13日、北京市にてジェットロと全国専利代理人協会の主催により「日中意匠制度シンポジウム」が開催されました。

日本側からは、特許庁意匠課の川崎課長、加藤国際特許事務所の加藤所長が日本の意匠制度や意匠権の効力について紹介いただきました。また、中国側からは、国家知識産権局条約法規司の尹司長、意匠審査部の林部長、復審委員会の銭副処長、そして北京市高級人民法院の陳庭長より講演をいただきました。その後の質疑応答では多くの意見が出され、活発な論議が行なわれました。

[http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow\\_BID\\_1232.html](http://www.jetro-pkip.org/html/qbshow_BID_1232.html)

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 国家版權局、「著作権法」改正へ 調査研究開始（中国新聞出版報 2008年10月30日）
2. 特許法実施条例の意見募集開始、締め切りは12月上旬（国家知識産権網 2008年11月7日）
3. 特許「審査指南」改正案への意見募集が開始、オンライン提出も可能（法制弁公室ウェブサイト 2008年11月6日）
4. 全人代常務委が立法計画を発表、複数の知財関連法改正へ（新華社 2008年11月3日）
5. 最高裁、馳名商標の認定に関する司法解釈をめぐり意見募集（法制日報 2008年11月12日）
6. 最高裁、独占禁止法の民事訴訟に関する司法解釈を起草へ（新華社 2008年11月4日）

○中央政府の動き

1. 中・米の知財当局責任者 覚書締結（国家知識産権網 2008年10月27日）
2. 最高裁：知財権侵害の刑事犯、厳罰処分を徹底へ（国家知識産権網 2008年10月27日）
3. 裁判所による知財保護キャンペーン 11月3日スタート（国家知識産権網 2008年11月4日）

4. 温家宝：知財権戦略を国の重要な発展戦略に（国家知識産権網 2008年11月4日）
5. 最高裁、司法による知財保護へ 5つの重点（新華網 2008年11月12日）
6. 工業・情報化産業部、全国で知財研修「331計画」を発足（中国知的財産権保護網 2008年11月21日）
7. 国家知識産権局 知財保護支援センター10カ所が正式オープン（新華社 2008年11月20日）
8. 最高検、知財犯罪の厳罰を表明（檢察日報 2008年11月19日）

#### ○地方政府の動き

1. 上海知的財産権仲裁院 正式開業（新民網 2008年10月29日）
2. 専利復審委員会 巡回審判廷が広東で開業（国家知識産権網 2008年10月29日）
3. 中関村を世界一流の科学技術ゾーンに 北京市副市長（新華社 2008年11月11日）
4. 北京市、知的財産権上訴法院の設立を検討（北京青年報 2008年11月9日）
5. 北京市 「2008特許技術展示・交易ウィーク」開催（中華工商時報 2008年11月21日）
6. 浙江省高裁、知財保護に向け新措置（浙江日報 2008年11月19日）

#### ○司法関連の動き

1. 国内最大規模のカラオケ著作権訴訟、北京で始まる（法制日報 2008年10月29日）
2. 北京ダックの「鴨王」、商標をめぐる訴訟で上海全聚徳に勝訴（京華時報 2008年10月27日）
3. 最高裁、知財司法保護モデル案件100件を発表（法制日報 2008年11月18日）

#### ○統計関連

1. 北京での特許技術移転の契約総額、前年同期比4倍増の50億元に（国家知識産権網 2008年10月28日）
2. 知的財産権をめぐる案件、累計13万件余結審（国家知識産権網 2008年11月4日）
3. 2007年、海賊版の製造販売で600人余りに刑事処罰（中国新聞網 2008年11月5日）
4. 海外ブランドへの侵害取り締まり件数、大幅増 第3四半期（国家知識産権網 2008年11月20日）

#### ○その他知財関連

1. 中国文字著作権協会 北京で発足（新聞出版総署ウェブサイト 2008年10月28日）
2. 技術者向け知財研修 全国で200万人突破（新華網 2008年10月22日）
3. 中国商標年次総会 国内外の専門家が集合（国家工商行政総局 2008年11月6日）
4. 中日両国、特許や機械翻訳システムめぐり意見交換（国家知識産権局 2008年11月4日）
5. マイクロソフト、海賊版対策に強硬姿勢 打ち切る考えはなし（国家知識産権網 2008年11月7日）
6. 「UOML」、中国初のソフトウェア国際規格が誕生（京華時報 2008年11月5日）
7. 全国の外資系機関、知財めぐり重慶で座談会（国家知識産権網 2008年11月18日）

---

#### ●ニュース本文

#### ○法律・法規等

★★★2. 特許法実施条例の意見募集開始、締め切りは12月上旬★★★

8月末の全人代による特許法改正案の審議に合わせ、改正後の特許法が早期、円滑に実施に移すことができるように、国家知識産権局（SIPO）は「実施条例」の制定を急いだ。先日SIPO公式サイトで「中華人民共和国の特許法実施条例改正草案」が公開され、社会各界に意見やコメントを求め始めた。意見募集の締め切り日は12月5日である。

実施条例の草案（意見募集版）が国家知識産権網よりダウンロード可能。

URL: [http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200811/t20081105\\_424331.html](http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/tz/gz/200811/t20081105_424331.html)

問い合わせ先：胡安?h、韓志傑

電話：010 -62086553 62083014 ファックス：010 -62086554

E-mail：[huanqi@sipo.gov.cn](mailto:huanqi@sipo.gov.cn), [hanzhijie@sipo.gov.cn](mailto:hanzhijie@sipo.gov.cn)（国家知識産権網 2008年11月7日）

○中央政府の動き

★★★1. 中・米の知財当局責任者 覚書締結★★★

中国国家知識産権局の田力普局長と米特許商標庁（USPTO）のジョン・デュダス（Jon Dudas）長官は10月25日午前、北京で会談し、協力に関する了解覚書に調印した。

了解覚書には、審査業務や自動化、シンポジウムの共同開催、連絡員の相互派遣などの協力プロジェクトが盛り込まれている。同覚書の調印は、両国知財当局の長期的協力の連続性維持に役立てられる。（国家知識産権網 2008年10月27日）

★★★2. 最高裁：知財権侵害の刑事犯、厳罰処分を徹底へ★★★

最高人民法院（最高裁）の王勝俊院長は10月26日、全国人民代表大会（全人代）常務委員会に刑事裁判の強化、司法の公正維持について報告し、「知的財産権の侵害など、市場経済秩序を著しく乱す犯罪に対しては、法により厳しく処する方針を堅持すべき」との考えを示した。

王院長は、適正な法執行や厳罰・寛容処分を適切に用いた刑事政策、法律効果・社会効果の有機的な連動について、全人代常務委に詳説。2003年から2008年上半期までの5年間で、市場経済秩序の整理・規範や金融犯罪の取り締まりなどにより、処分を受けた刑事犯は10万人を超え、先の5年間で26.92%上回り、市場秩序の維持に役立っている。

（国家知識産権網 2008年10月27日）

★★★3. 裁判所による知財保護キャンペーン 11月3日スタート★★★

全国の人民法院（裁判所）による知的財産権の司法保護キャンペーン月間が11月3日、正式にスタートした。テーマは「司法による権利保護、イノベーションの奨励」。最高人民法院（最高裁）の奚晓明副院長が同日、同法院の記者会見でキャンペーン開始を宣言した。

活動期間中、各地の人民法院は社会への重要な影響が予想される案件を選び、集中的に公判を行う予定。公判に民間からの傍聴者を招くほか、関係分野の代表的人物による座談会も開き、人民法院における知財案件の審判について、意見や提案を募る。

▽キャンペーンの概要——11月を活動期間とし、記者会見や公判の集中開催、意見募集、典型的案件の公表、判決の集中実施、措置発表などを予定。司法による知的財産権の保護に関する成果や役割をアピールすることで、司法による知財権保護の展開や広報をリードし、社会の知財保護意識の向上や、自主革新の奨励、保障を図る狙いがある。（国家知識産権網 2008年11月4日）

★★★4. 温家宝：知財権戦略を国の重要な発展戦略に★★★

温家宝・国務院総理は11月1日出版の雑誌「求是」最新号に、「科学的発展観の踏み込んだ貫徹実行に関する若干の問題」と題する文章を掲載した。文章の中で、温総理は次のように指摘している。

▽新たな時期、世界の科学技術や経済の競争は、かなりの程度において知的財産権をめぐる競争となっている。知識資源を開発し利用する基本制度としての知財保護は、イノベーションの重視や奨励につながる。知的財産権戦略は必ず、国家発展への重要戦略と位置づけなければならない。

▽科学的発展観は、中国の経済・社会の発展に向けた重要な指導方針であり、中国の特色ある社会主義を発展させていく上で、必ず堅持し、貫徹していくべき重要な戦略思想だ。発展モデルの転換や国民経済の全体的な質的向上、国際的な競争力向上の面で実質的な進展を得ることが、科学的発展を実現するカギとなる。（国家知識産権網 2008年11月4日）

## ○地方政府の動き

### ★★★2. 専利復審委員会 巡回審判廷が広東で開業★★★

国家知識産権局専利復審委員会の第一巡回審判廷の開廷式が10月29日午前、広州で行われた。式典では、国家知識産権局専利復審委員会と広東省知識産権局が組織の共同構築に関する協定書に調印した。共同構築事業には▽復審委員会の第一巡回審査所の設置▽審査状況のマルチメディア記録システムの導入▽知的財産権保護に関する問題の研究▽人員交流活動の展開や情報共有ツールの整備——が含まれる。国家知識産権局専利復審委にとって全国初の巡回審査所として、広東省内の巡回審査のニーズに対応するだけでなく、同省における特許・実用新案・意匠に関する行政法執行や司法審判のサポート、事業者・権利所有者向けの技術指導なども手がける。（国家知識産権網 2008年10月29日）

## ○統計関連

### ★★★1. 北京での特許技術移転の契約総額、前年同期比4倍増の50億元に★★★

北京市で、技術移転の契約件数が大幅に伸びていることが、中国技術市場管理事務室の発表で28日、明らかになった。2008年1月から9月までの間に北京で成立した特許技術移転の契約件数は501件となり、契約総額は前年同期と比べて4倍増の49億4,300万元となった。

契約が成立した501件の内訳は、発明特許が192件で、成約総額の27.51%にあたる13億6,000万元、実用新案が305件で同72.06%にあたる35億6,200万元、意匠権が4件で同0.42%にあたる2,100万元となった。

中国では2008年4月、科学技術部、財政部、国家税務総局が合同で「高新技術企業認定管理法」を發布。企業の研究開発人員の増加や研究開発投資の強化を奨励した。「高新技術企業」として認定されると企業所得税などが優遇されるため、同法令により知的財産権の重要性が増していると見られている。技術市場管理事務室は、「このことが技術移転の急激な増加の一因となっているのではないか」と分析している。（国家知識産権網 2008年10月28日）

### ★★★2. 知的財産権をめぐる案件、累計13万件余結審★★★

最高人民法院（最高裁）が3日の記者会見で発表した数字によると、1978年からの30年以來、中国の知的財産権司法保護は絶えず強化されており、各裁判所で民事裁判、行政裁判、刑事裁判といった三つの職能を行使し、知的財産権への全面的司法保護に努めてきた。2008年9月末まで、知的財産権をめぐる案件（一審）13万件余りが審理を終了した。

2001年から2007年、全国の地方裁判所で受理した知的財産権民事訴訟の一審案件は77,463件で（年平均増加率22.60%）、結審案件は74,200件（年平均増加率22.92%）であった。2008年1～9月に全国の地方裁判所で受理した一審案件は18,545件で、前年同期より38.96%増加した。

行政訴訟について、1985年から2008年9月、全国の地方裁判所で受理した知財訴訟の一審案件は4249件、結審案件は3847件であった。受理件数の内訳は、特許・実用新案・意匠をめぐるものは2,749件、商標は1,407件、著作権は93件であった。行政訴訟の多くは、専利復審委員会や商標評審委員会を被告とするもので、専利法と商標法の第二回改正により専利、商標に関わる権利授与・確認の最終判断部門が行政機関より司法機関に変更した後、このような行政訴訟の比率が増加しつつある。

刑事訴訟の場合、2007年に全国の地方裁判所で結審された知財侵害の刑事案件は2,684件で、4,322人に有罪判決を言い渡した。（国家知識産権網 2008年11月4日）

#### ★★★4. 海外ブランドへの侵害取り締まり件数、大幅増 第3四半期★★★

中国各地の工商行政当局による今年第3四半期（6～9月期）の取り締まりで、海外ブランドの商標を標的とする違法行為の摘発は3162件に上り、前年同時期より574件（22.18%）増加した。商標関連の違法行為全体に占める割合は21.92%で、前年同時期の21.06%を0.86ポイント上回っている。

摘発された海外ブランドへの商標侵害の中でも、過去と同様、最も多かったのがブランド商標の盗用案件だった。今年第3四半期、全国の各地工商行政管理機関で摘発された海外ブランド商標関連の案件のうち、ブランド盗用案件は全体の99.08%に当たる3133件で、前年同期に比べ566件（22.05%）増加した。ブランド盗用以外の案件は29件で、海外ブランド商標に対する侵害事件のわずか0.92%。（国家知識産権網 2008年11月20日）

#### ○その他知財関連

#### ★★★4. 中日両国、特許や機械翻訳システムめぐり意見交換★★★

国家知識産権局の楊鉄軍副局長は11月4日午後、日本特許情報機構（JAPIO）の守屋敏道専務理事の一行と会見した。双方は特許情報や機械翻訳システムなどについて意見交換した。

楊副局長は一行の来訪に歓迎の意を表した上で、国家知識産権局の特許情報や機械翻訳システムなどについて説明。楊副局長によれば、過去20年余り及ぶ国家知識産権局の特許情報システム構築により、中国の特許情報データベースの整備や、利便性や質の高い特許情報提供の面で、大きな進展が得られた。同局が整備を進めている機械翻訳システムは現在、国内外のユーザーによる試験運用やテストが行われており、自然言語処理の新技术採用、翻訳エンジンの改善、語彙データベースの更新により、システムの品質は向上しつつある。楊副局長は一行に、日本との協力により、機械翻訳システムの国内・国外の民間向けサービスを改善したい考えを伝えた。

守屋専務理事によれば、JAPIOは日本国特許庁のサービス窓口として設立20年以来、機械翻訳の研究などを含め、特許情報の普及に力を尽くしてきた。守屋専務はまた、今後SIPOとの協力により、特許情報の国境を越えた共有の実現に期待を示した。（国家知識産権網 2008年11月4日）

#### ★★★5. マイクロソフト、海賊版対策に強硬姿勢 打ち切る考えはなし★★★

米マイクロソフト社の中国法人は10月20日、中国の利用者を対象に、基本ソフトWindows XP プロフェッショナルとオフィスソフトOffice シリーズの正規版認証プランを発表した。オンライン認証により、インストールされたWindows XP プロフェッショナル

が海賊版と認識された場合、コンピューターのデスクトップ画面が海が真っ黒になり、1時間につき1回強制的に暗転する仕組み。Officeシリーズの場合、メニュー欄に「正規版ではありません」の表示が追加される。

マイクロソフト社が史上最大の「海賊版対策」として打ち出した今回の認証プランに対し、中国のコンピューター利用者や法律関係者、報道機関は騒然としている。

10月20日：北京中銀法律事務所の董正偉弁護士は、マイクロソフト社の認証プランが利用者に対するプライバシー侵害、情報セキュリティへの脅威に当たるとして、公安部（警察）に通報。同認証プランが中国最大の「ハッキング」であると指摘し、捜査の上マイクロソフト社の刑事責任を追及するよう求めた。さらに、工商行政管理総局にも独占行為取り締まりの申し立てを行い、マイクロソフト社に10億ドルの罰金を科すよう求めた。

10月24日：人民大学法学院の座談会で、マイクロソフトの正規版付加価値プランの適正性について話し合われた。出席した専門家・研究者ら20人余りの大半が、マイクロソフトの認証プランに反対する考えを表明。司法手続きを回避する形で海賊版対策を進める同社の手法に対し、妥当性を欠くとの指摘があった。

10月26日：中国コンピューター学会は声明を発表し、ソフトウェア開発者としての職業倫理に反しているとして、マイクロソフトの遠隔操作による認証プランを避難するとともに、国内ソフトウェア産業の成育を呼びかけ、独自ソフトウェアの開発に向けた教育システムの確立を訴えた。

10月27日：国家著作権局の閻曉宏副局長は「2008国際著作権フォーラム」で、「正当な権利保護行為は理解できるが、権利保護の方法にも注意を払う必要がある」と指摘した。公安部は、マイクロソフト社の認証プランに対する捜査に着手したと表明。捜査結果は2カ月後までに公表される見通しだ。

10月29日：マイクロソフトの認証プランをめぐる議論が白熱する中、マイクロソフト社の中国法人はメディアの取材に対し、強硬姿勢を貫く構えを見せている。同社は正規版認証プランを長期的ビジネスプランの一環と位置づけており、打ち切る考えはなく、逆に認証プランの強化を図り、認証の実行率を現在の5%から100%に引き上げるとしている。

（国家知識産権網 2008年11月7日）

### ★★★7. 全国の外資系機関、知財めぐり重慶で座談会★★★

「全国外資系機関知的財産権座談会」が11月18日、国家知識産権局の主催により重慶で開かれた。国家知識産権局の張勤副局長、重慶市人民政府の童小平副市長が出席した。

座談会では、外資系企業などの代表が中国の知財保護事業に関する優れたノウハウ、手法などについて情報交換したほか、当面の問題についても優れた意見や提案が寄せられた。会議には国家知識産権局、国家工商総局、国家著作権局、海関総署、公安部、最高人民法院などの関連部門の担当者、関連の外資系企業団体の責任者、一部の省・市の知識産権局の代表、フォーブス誌「世界企業500強」番付入りした企業40社余りの代表など、200人を超える参加者が集まった。

重慶市は現在、▽知的財産権モデル都市事業の加速▽重慶における知的財産権の創造・運用・保護やマネジメント能力・水準の向上▽安全で安心できる知財ソフト環境の整備▽イノベーション型都市の構築——を進めており、今回の座談会は大きな意義を持つ。（国家知識産権網 2008年11月18日）

---

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

=====

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局（SIPO）より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved